

令和7年度

田野町住宅リフォーム補助金

田野町では、町民の生活環境の向上や、
地域経済の活性化及び定住促進を図るため、
町内業者を利用して工事費用30万円以上の
住宅のリフォームや増改築工事を行う方を対象に、
工事費の20%、最高額30万円
(定住促進事業は工事費の30%、最高額40万円)
を補助します。



●補助申請期間

令和7年4月1日
～ 令和8年2月13日

(注意)上記期間でも、補助申請額が予算額に達した時点で
受付を終了します。



補助対象者

- 田野町に住民登録をしている方
- 田野町に移住を予定し、中古住宅を購入した方
- 田野町空き家情報バンクに登録した方・
登録を希望する方(定住促進事業対象者)
- 町税等を滞納していない世帯の構成員の方



補助対象住宅

- 田野町内にいる自己もしくは家族の居住のために
所有する住宅
 - 田野町空き家情報バンクに登録した・
登録を希望する住宅(定住促進事業対象家屋)
- (注意)居住のために使用される部分に限るため、車庫・物置・
倉庫等は対象外

リフォーム補助金申請の流れ

施工登録事業者
からリフォーム
工事の見積もりを
取り、工事を行う
箇所の写真を
撮って
役場に申請

決定通知
(書類審査と
現地調査を行いま
すので、
ご協力ください)

工事を実施、
施工事業者から
領収書をもらい、
工事完成後の
写真を撮って
役場へ報告

書類審査
(現地調査を
行うことありま
すのでご協力く
ださい)後、
補助金を振込

補助金申請の際の注意事項

- 申請は一つの住宅に一度しかできません
- 申請時に工事の内容を確認しますので、工事内容を説明できる方が申請においでください
- 令和8年3月15日までに工事が完了し、工事完了報告書を提出しないと補助対象外となります
- 町内業者とは町内に事務所等を置く個人または法人
- 店舗等併用住宅の場合は別途要件がありますのでお問い合わせください
- 定住促進事業の申請の方は別途お問い合わせください

補助対象外工事

- 決定通知前に工事を開始した場合
- 他の補助制度等を利用する場合
- 公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事
- 居住のために使用される部分以外の工事
- その他裏面の補助対象外一覧をご確認ください

リフォーム工事を
請負う業者の方は
事前に施工事業者登録を
行ってください。
詳しくは、裏面を
ご覧ください。



申請受付・お問合せ先: 田野町役場 地域振興課 ☎37-9316 ✉ chiiki@town.kochi-tano.lg.jp

受付時間: 午前8:30～午後5:15(土・日・祝祭日を除く)

申請様式やQ&Aは、町ホームページからダウンロードできます。 ➡ <https://tanocho.jp>

■施工事業者の登録について

住宅リフォーム補助金の対象工事は、**施工業者登録を受けた事業者**の行う工事に限られます。

施工事業者登録を受けられる事業者は右記のとおりです。

地域振興課に申請様式がありますので、ご相談ください。



町税等、町に対する債務を滞納していない者で、次のいずれかに該当する事業者

法人事業者の方

町内に本店があり、建設業法第3条第1項で規定されている都道府県知事等の認可を受けている方。
ただし、補助対象工事を行える業種で受けていること(下表参照)。

個人事業者の方

町内に住所又は事務所を有し、建設業法第7条第2号※イまたはロに規定する経歴を有している方。
ただし、経歴は補助対象工事に該当するものに限り(下表参照)。

※イ: 高等学校もしくは中等教育学校を卒業後、工事について5年以上の実務経験がある方。

または、大学もしくは高等専門学校在学中に所定の学科を修め、卒業後、工事について3年以上の実務経験がある方。

※ロ: 10年以上の実務経験がある方。

■助成対象工事内容

	工種	業種(参考)									
		大工	電気	水道	土木	左官	瓦業	建具	ガラス	造園	
1	既存住宅の増築、改築、減築、リフォーム工事に伴う解体	○	○	○	○	○					
2	浴室の改築(ユニットバス等)	○	○	○							
3	キッチンの改築(システムキッチン等)	○	○								
4	トイレの改修	○	○								
5	給排水衛生設備工事	○	○								
6	給湯設備工事			○							
7	換気設備工事		○								
8	オール電化住宅工事		○								
9	屋根の葺き替え・防水・塗装その他の屋根工事	○				○	○				
10	外壁の張り替え、塗装工事					○					
11	床、内壁、天井の張り替えなどの内装工事	○				○					
12	床、内壁、天井、屋根等の断熱工事	○									
13	ふすま、障子、たたみの張り替え	○						○			
14	雨どい改修	○									
15	建具、窓枠、サッシの取替えや改修	○						○	○		
16	塀の改修(他補助制度を利用していないもの)	○			○	○				○	
17	バリアフリー改修(他補助制度を利用していないもの)	○									
18	耐震改修(他補助制度を利用していないもの)	○									

● 行うことができる対象工事の業種を申請してください。

● 登録された内容(業者名、所在地、電話番号、所属団体、保有資格、登録日)は、施工事業者名簿に登載し、町ホームページ及び当事業配布資料への掲載、情報提供に使用させていただきます。